

○ 令和 7 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

(傍線部は改正部分)

新	旧
令和 <u>7</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について 令和 7 年 3 月 31 日 国住備第 599 号 国住整第 222 号 国住市第 101 号 国土交通事務次官通知 令和 <u>7</u> 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。 第 1 （略） 第 2 主体附帯工事費 1 主体附帯工事費 (1) （略） (2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した 1 戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。 （1 戸当たり主体附帯工事費） ＝（別表第 1（その 3）に掲げる主体附帯工事基本額） ＋（別表第 1（その 3）に掲げる主体附帯工事費面積係数）×（1 戸当たり平均面積） ただし、1 戸当たり平均床面積が別表第 1（その 1）に定める 1 戸	令和 <u>6</u> 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について 令和 6 年 3 月 29 日 国住備第 459 号 国住整第 123 号 国住市第 87 号 国土交通事務次官通知 令和 <u>6</u> 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。 第 1 （略） 第 2 主体附帯工事費 1 主体附帯工事費 (1) （略） (2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した 1 戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。 （1 戸当たり主体附帯工事費） ＝（別表第 1（その 3）に掲げる主体附帯工事基本額） ＋（別表第 1（その 3）に掲げる主体附帯工事費面積係数）×（1 戸当たり平均面積） ただし、1 戸当たり平均床面積が別表第 1（その 1）に定める 1 戸

当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その3）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり 2,160,000 円 以内又は、4,250,000 円 以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

当たり標準床面積（以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。）を超える場合においては、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1（その3）に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり 2,005,000 円 以内又は、3,946,000 円 以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

- (1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合（量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。）の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

Bi : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

Bi' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

Ci : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2)～(4) (略)

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に 447,000 円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、447,000 円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3～第8 (略)

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

Bi : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

Bi' : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

Ci : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

Ai : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2)～(4) (略)

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に 415,000 円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、415,000 円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3～第8 (略)

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が 178,000 円 を超える場合にあつては、178,000 円）に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で 33,000 円 を超える場合にあつては 33,000 円、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で 47,000 円 を超える場合にあつては 47,000 円）に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) （略）

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

第9 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）、空き家住宅又は空き建築物の買収に要する費用の1㎡当たりの額（その額が 173,000 円 を超える場合にあつては、173,000 円）に買収する不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額（その額が、木造住宅又は木造建築物の除却工事で 32,000 円 を超える場合にあつては 32,000 円、非木造住宅又は非木造建築物の除却工事で 46,000 円 を超える場合にあつては 46,000 円）に除却する不良住宅、空き家住宅若しくは空き建築物又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) （略）

第10 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ (略)

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が 3,648,000 円 に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ (略)

(2) (略)

第 11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に 1.5 を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
補助基本額	<u>2,940</u>	<u>3,220</u>	<u>3,400</u>	<u>3,680</u>	<u>3,870</u>

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に 1 戸当たり移設工事費

イ (略)

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が 3,387,000 円 に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ (略)

(2) (略)

第 11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に 1.5 を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
補助基本額	<u>2,730</u>	<u>2,990</u>	<u>3,150</u>	<u>3,420</u>	<u>3,590</u>

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に 1 戸当たり移設工事費

(当該移設工事費が <u>1,600,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>1,600,000 円</u>) を乗じて得た額とする。 (3) 補修工事費 補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に 1 戸当たり補修工事費 (当該補修工事費が <u>750,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>750,000 円</u>) を乗じて得た額とする。 (4) その他の経費 その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。 イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用 ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用 (当該費用が <u>2,590,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>2,590,000 円</u>) ハ・ニ (略) 第 12 賃貸施設工事費 1 (略) 2 賃貸施設工事費の特例 別表第 2 の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、<u>(10)</u>店舗等併設工事費又は<u>(19)</u>その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については 1 施設当たり <u>2,456,000 円</u> 以下、<u>(10)</u>については 1 施設当たり <u>1,173,000 円</u> 以下、<u>(19)</u>については 1 施設当たり <u>2,125,000 円</u> 以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。 第 13 (略)	(当該移設工事費が <u>1,490,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>1,490,000 円</u>) を乗じて得た額とする。 (3) 補修工事費 補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に 1 戸当たり補修工事費 (当該補修工事費が <u>690,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>690,000 円</u>) を乗じて得た額とする。 (4) その他の経費 その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。 イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用 ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用 (当該費用が <u>2,400,000 円</u> を超える場合にあっては、<u>2,400,000 円</u>) ハ・ニ (略) 第 12 賃貸施設工事費 1 (略) 2 賃貸施設工事費の特例 別表第 2 の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、<u>(9)</u>店舗等併設工事費又は<u>(15)</u>その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については 1 施設当たり <u>2,281,000 円</u> 以下、<u>(9)</u>については 1 施設当たり <u>1,089,000 円</u> 以下、<u>(15)</u>については 1 施設当たり <u>1,973,000 円</u> 以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。 第 13 (略)
--	--

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等の主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅に適用する。

注2) 地区の区分は、その4による。

注3) 地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分とする。

構造	地区	1戸当たり標準床面積(m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費				
			(千円/戸)				
			地域1, 2	地域3	地域4	地域5, 6, 7	地域8
木造及び準耐火構造(平屋建)	特別	74.7	＝	＝	<u>22,490</u>	<u>20,660</u>	<u>19,940</u>
	離島		<u>22,540</u>	<u>22,260</u>	<u>22,190</u>	<u>20,390</u>	<u>19,680</u>
	豪雪		<u>22,340</u>	<u>22,070</u>	<u>22,000</u>	<u>20,210</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>22,320</u>	<u>20,510</u>	＝
	一般		<u>21,670</u>	<u>21,400</u>	<u>21,340</u>	<u>19,610</u>	＝
木造及び準耐火構造(2階建)	特別	79.3	＝	＝	<u>20,610</u>	<u>19,780</u>	<u>18,310</u>
	離島		<u>22,520</u>	<u>22,000</u>	<u>20,610</u>	<u>19,780</u>	<u>18,490</u>
	豪雪		<u>19,630</u>	<u>19,420</u>	<u>19,380</u>	<u>18,440</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>19,670</u>	<u>18,700</u>	＝
	一般		<u>19,040</u>	<u>18,840</u>	<u>18,800</u>	<u>17,880</u>	＝
耐火構造(平家建)	特別	74.7	＝	＝	<u>27,530</u>	<u>27,100</u>	<u>26,550</u>
	離島		<u>28,570</u>	<u>28,280</u>	<u>28,270</u>	<u>27,830</u>	<u>27,260</u>
	豪雪		<u>26,120</u>	<u>26,120</u>	<u>26,120</u>	<u>26,120</u>	＝

別表第1 1戸当たり主体附帯工事費

○その1 公営住宅等の主体附帯工事費

注1) この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅に適用する。

注2) 地区の区分は、その4による。

注3) 地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分とする。

構造	地区	1戸当たり標準床面積(m ² /戸)	1戸当たり主体附帯工事費				
			(千円/戸)				
			地域1, 2	地域3	地域4	地域5, 6, 7	地域8
木造及び準耐火構造(平屋建)	特別	74.7	＝	＝	<u>21,920</u>	<u>20,140</u>	<u>19,440</u>
	離島		<u>21,970</u>	<u>21,700</u>	<u>21,630</u>	<u>19,870</u>	<u>19,180</u>
	豪雪		<u>21,780</u>	<u>21,510</u>	<u>21,440</u>	<u>19,700</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>21,760</u>	<u>19,990</u>	＝
	一般		<u>21,120</u>	<u>20,860</u>	<u>20,800</u>	<u>19,110</u>	＝
木造及び準耐火構造(2階建)	特別	79.3	＝	＝	<u>20,090</u>	<u>19,280</u>	<u>17,840</u>
	離島		<u>21,950</u>	<u>21,440</u>	<u>20,090</u>	<u>19,280</u>	<u>18,020</u>
	豪雪		<u>19,140</u>	<u>18,930</u>	<u>18,890</u>	<u>17,970</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>19,170</u>	<u>18,230</u>	＝
	一般		<u>18,560</u>	<u>18,360</u>	<u>18,330</u>	<u>17,430</u>	＝
耐火構造(平家建)	特別	74.7	＝	＝	<u>26,830</u>	<u>26,410</u>	<u>25,870</u>
	離島		<u>27,840</u>	<u>27,570</u>	<u>27,550</u>	<u>27,120</u>	<u>26,570</u>
	豪雪		<u>25,460</u>	<u>25,460</u>	<u>25,460</u>	<u>25,460</u>	＝

	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>25,130</u>	<u>24,740</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,670</u>	<u>22,450</u>	<u>22,430</u>	<u>22,090</u>	<u>＝</u>
耐火構造 (2階建)	特別	79.3	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>23,280</u>	<u>22,820</u>	<u>22,480</u>
	離島		<u>24,470</u>	<u>23,910</u>	<u>23,910</u>	<u>23,440</u>	<u>23,080</u>
	豪雪		<u>22,000</u>	<u>21,860</u>	<u>21,860</u>	<u>21,430</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>21,250</u>	<u>20,830</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>19,100</u>	<u>18,980</u>	<u>18,970</u>	<u>18,600</u>	<u>＝</u>
準耐火構造 (3階建～)	特別	94.0	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,670</u>	<u>26,100</u>	<u>25,770</u>
	離島		<u>27,520</u>	<u>27,390</u>	<u>27,380</u>	<u>26,800</u>	<u>26,460</u>
	豪雪		<u>25,160</u>	<u>25,040</u>	<u>25,040</u>	<u>24,510</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,340</u>	<u>23,830</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>21,840</u>	<u>21,740</u>	<u>21,730</u>	<u>21,270</u>	<u>＝</u>
中層耐火構造 (3～5階建)	特別	94.0	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,300</u>	<u>26,720</u>	<u>26,370</u>
	離島		<u>28,170</u>	<u>28,040</u>	<u>28,030</u>	<u>27,430</u>	<u>27,080</u>
	豪雪		<u>25,760</u>	<u>25,640</u>	<u>25,630</u>	<u>25,080</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,920</u>	<u>24,390</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,360</u>	<u>22,250</u>	<u>22,250</u>	<u>21,770</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (6～10階建)	特別	101.1	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,950</u>	<u>27,410</u>	<u>27,210</u>
	離島		<u>28,750</u>	<u>28,700</u>	<u>28,700</u>	<u>28,150</u>	<u>27,940</u>
	豪雪		<u>26,290</u>	<u>26,240</u>	<u>26,240</u>	<u>25,740</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>25,510</u>	<u>25,020</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,820</u>	<u>22,780</u>	<u>22,780</u>	<u>22,340</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (11～14階)	特別	101.1	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>28,520</u>	<u>27,990</u>	<u>27,810</u>
	離島		<u>29,330</u>	<u>29,290</u>	<u>29,290</u>	<u>28,740</u>	<u>28,550</u>
	豪雪		<u>26,810</u>	<u>26,780</u>	<u>26,780</u>	<u>26,270</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,490</u>	<u>24,110</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,100</u>	<u>21,880</u>	<u>21,870</u>	<u>21,530</u>	<u>＝</u>
耐火構造 (2階建)	特別	79.3	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>22,690</u>	<u>22,250</u>	<u>21,910</u>
	離島		<u>23,850</u>	<u>23,310</u>	<u>23,300</u>	<u>22,850</u>	<u>22,500</u>
	豪雪		<u>21,450</u>	<u>21,310</u>	<u>21,300</u>	<u>20,890</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>20,710</u>	<u>20,310</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>18,620</u>	<u>18,500</u>	<u>18,490</u>	<u>18,130</u>	<u>＝</u>
準耐火構造 (3階建～)	特別	94.0	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,760</u>	<u>24,230</u>	<u>23,920</u>
	離島		<u>25,560</u>	<u>25,440</u>	<u>25,430</u>	<u>24,890</u>	<u>24,570</u>
	豪雪		<u>23,360</u>	<u>23,250</u>	<u>23,250</u>	<u>22,750</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>22,600</u>	<u>22,120</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>20,280</u>	<u>20,190</u>	<u>20,180</u>	<u>19,750</u>	<u>＝</u>
中層耐火構造 (3～5階建)	特別	94.0	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>25,340</u>	<u>24,810</u>	<u>24,490</u>
	離島		<u>26,160</u>	<u>26,030</u>	<u>26,030</u>	<u>25,470</u>	<u>25,150</u>
	豪雪		<u>23,910</u>	<u>23,800</u>	<u>23,790</u>	<u>23,290</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>23,130</u>	<u>22,640</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>20,760</u>	<u>20,660</u>	<u>20,660</u>	<u>20,220</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (6～10階建)	特別	101.1	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,270</u>	<u>25,760</u>	<u>25,570</u>
	離島		<u>27,020</u>	<u>26,970</u>	<u>26,970</u>	<u>26,460</u>	<u>26,260</u>
	豪雪		<u>24,700</u>	<u>24,660</u>	<u>24,660</u>	<u>24,190</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>23,980</u>	<u>23,520</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>21,450</u>	<u>21,410</u>	<u>21,410</u>	<u>21,000</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (11～14階)	特別	101.1	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,810</u>	<u>26,300</u>	<u>26,130</u>
	離島		<u>27,560</u>	<u>27,530</u>	<u>27,530</u>	<u>27,010</u>	<u>26,840</u>
	豪雪		<u>25,200</u>	<u>25,170</u>	<u>25,170</u>	<u>24,690</u>	<u>＝</u>

建)	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,040</u>	<u>25,550</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>23,280</u>	<u>23,250</u>	<u>23,250</u>	<u>22,810</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (15～19 階 建)	特別	101.1	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>29,950</u>	<u>29,410</u>	<u>29,240</u>
	離島		<u>30,780</u>	<u>30,750</u>	<u>30,750</u>	<u>30,200</u>	<u>30,030</u>
	豪雪		<u>28,140</u>	<u>28,120</u>	<u>28,120</u>	<u>27,610</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,340</u>	<u>26,840</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>24,430</u>	<u>24,410</u>	<u>24,410</u>	<u>23,970</u>	<u>＝</u>
超高層耐火 構造 (20 階建 ～)	特別	105.6	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>40,250</u>	<u>39,490</u>	<u>33,260</u>
	離島		<u>42,530</u>	<u>41,610</u>	<u>40,250</u>	<u>39,490</u>	<u>34,160</u>
	豪雪		<u>35,250</u>	<u>34,470</u>	<u>33,320</u>	<u>32,680</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>31,030</u>	<u>30,510</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>27,720</u>	<u>27,760</u>	<u>27,700</u>	<u>27,240</u>	<u>＝</u>

1

北海道において燃料庫を設ける場合の一戸当たり標準床面積は、この表の1戸当たり標準床面積に1.6㎡を加えて得た数字とする。

2

日本住宅性能表示基準別表1の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに係る1戸当たり主体附帯工事費は、この表の1戸当たり主体附帯工事費に（その5）に掲げる係数を乗じて得た額とする。

3

日本住宅性能表示基準別表1の5－1断熱等性能等級4を適用するものに係る1戸当たり主体附帯工事費は、この表の1戸当たり主体附帯工事費に（その6）に掲げる係数を乗じて得た額とする。

○その2 地域優良賃貸住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、地域優良賃貸住宅に適用する。

注2) 地区の区分は、その4による。

注3) 地域区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分とする。

建)	都市		＝	＝	<u>24,470</u>	<u>24,010</u>	＝
	一般		<u>21,880</u>	<u>21,850</u>	<u>21,850</u>	<u>21,440</u>	＝
高層耐火構造 (15～19 階 建)	特別	101. 1	＝	＝	<u>28,140</u>	<u>27,640</u>	<u>27,480</u>
	離島		<u>28,930</u>	<u>28,900</u>	<u>28,900</u>	<u>28,380</u>	<u>28,220</u>
	豪雪		<u>26,450</u>	<u>26,430</u>	<u>26,420</u>	<u>25,950</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>25,690</u>	<u>25,230</u>	＝
	一般		<u>22,960</u>	<u>22,940</u>	<u>22,940</u>	<u>22,530</u>	＝
超高層耐火 構造 (20 階建 ～)	特別	105. 6	＝	＝	<u>37,830</u>	<u>37,120</u>	<u>31,260</u>
	離島		<u>39,970</u>	<u>39,110</u>	<u>37,830</u>	<u>37,120</u>	<u>32,100</u>
	豪雪		<u>33,130</u>	<u>32,390</u>	<u>31,320</u>	<u>30,710</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>29,160</u>	<u>28,680</u>	＝
	一般		<u>26,050</u>	<u>26,090</u>	<u>26,040</u>	<u>25,600</u>	＝
1 北海道において燃料庫を設ける場合の一戸当たり標準床面積は、この表の1戸当たり標準床面積に1.6㎡を加えて得た数字とする。 2 日本住宅性能表示基準別表1の3－1劣化対策等級2（木造住宅の場合は等級1）を適用するものに係る1戸当たり主体附帯工事費は、この表の1戸当たり主体附帯工事費に（その5）に掲げる係数を乗じて得た額とする。 3 日本住宅性能表示基準別表1の5－1断熱等性能等級4を適用するものに係る1戸当たり主体附帯工事費は、この表の1戸当たり主体附帯工事費に（その6）に掲げる係数を乗じて得た額とする。							

○その2 地域優良賃貸住宅に係る主体附帯工事費

注1) この表は、地域優良賃貸住宅に適用する。

注2) 地区の区分は、その4による。

注3) 地域区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分とする。

構造	地区	1戸当 たり 標準床 面積 (㎡/ 戸)	1戸当たり主体附帯工事費				
			(千円/戸)				
			地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8
木造及び準 耐火構造 (平屋建)	特別	81.3	＝	＝	<u>24,450</u>	<u>22,470</u>	<u>21,690</u>
	離島		<u>24,510</u>	<u>24,210</u>	<u>24,150</u>	<u>22,170</u>	<u>21,390</u>
	豪雪		<u>24,300</u>	<u>24,000</u>	<u>23,940</u>	<u>21,990</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>24,270</u>	<u>22,290</u>	＝
	一般		<u>23,580</u>	<u>23,280</u>	<u>23,220</u>	<u>21,330</u>	＝
木造及び準 耐火構造 (2階建)	特別	85.9	＝	＝	<u>22,320</u>	<u>21,420</u>	<u>19,800</u>
	離島		<u>24,390</u>	<u>23,820</u>	<u>22,320</u>	<u>21,420</u>	<u>20,010</u>
	豪雪		<u>21,240</u>	<u>21,030</u>	<u>20,970</u>	<u>19,950</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>21,300</u>	<u>20,250</u>	＝
	一般		<u>20,610</u>	<u>20,400</u>	<u>20,340</u>	<u>19,350</u>	＝
耐火構造 (平家建)	特別	81.3	＝	＝	<u>29,940</u>	<u>29,490</u>	<u>28,890</u>
	離島		<u>31,080</u>	<u>30,780</u>	<u>30,750</u>	<u>30,270</u>	<u>29,670</u>
	豪雪		<u>28,410</u>	<u>28,410</u>	<u>28,410</u>	<u>28,410</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>27,330</u>	<u>26,910</u>	＝
	一般		<u>24,660</u>	<u>24,420</u>	<u>24,390</u>	<u>24,030</u>	＝
耐火構造 (2階建)	特別	85.9	＝	＝	<u>25,200</u>	<u>24,720</u>	<u>24,330</u>
	離島		<u>26,490</u>	<u>25,890</u>	<u>25,890</u>	<u>25,380</u>	<u>24,990</u>
	豪雪		<u>23,820</u>	<u>23,670</u>	<u>23,670</u>	<u>23,190</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>23,010</u>	<u>22,560</u>	＝
	一般		<u>20,670</u>	<u>20,550</u>	<u>20,550</u>	<u>20,130</u>	＝
準耐火構造	特別	100.6	＝	＝	<u>28,530</u>	<u>27,930</u>	<u>27,570</u>

構造	地区	1戸当 たり 標準床 面積 (㎡/ 戸)	1戸当たり主体附帯工事費				
			(千円/戸)				
			地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8
木造及び準 耐火構造 (平屋建)	特別	81.3	＝	＝	<u>23,850</u>	<u>21,900</u>	<u>21,150</u>
	離島		<u>23,880</u>	<u>23,610</u>	<u>23,520</u>	<u>21,600</u>	<u>20,850</u>
	豪雪		<u>23,670</u>	<u>23,400</u>	<u>23,310</u>	<u>21,420</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>23,670</u>	<u>21,750</u>	＝
	一般		<u>22,980</u>	<u>22,680</u>	<u>22,620</u>	<u>20,790</u>	＝
木造及び準 耐火構造 (2階建)	特別	85.9	＝	＝	<u>21,750</u>	<u>20,880</u>	<u>19,320</u>
	離島		<u>23,760</u>	<u>23,220</u>	<u>21,750</u>	<u>20,880</u>	<u>19,500</u>
	豪雪		<u>20,700</u>	<u>20,490</u>	<u>20,460</u>	<u>19,440</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>20,760</u>	<u>19,740</u>	＝
	一般		<u>20,100</u>	<u>19,860</u>	<u>19,830</u>	<u>18,870</u>	＝
耐火構造 (平家建)	特別	81.3	＝	＝	<u>29,190</u>	<u>28,740</u>	<u>28,140</u>
	離島		<u>30,300</u>	<u>30,000</u>	<u>29,970</u>	<u>29,490</u>	<u>28,890</u>
	豪雪		<u>27,690</u>	<u>27,690</u>	<u>27,690</u>	<u>27,690</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>26,640</u>	<u>26,220</u>	＝
	一般		<u>24,030</u>	<u>23,790</u>	<u>23,790</u>	<u>23,400</u>	＝
耐火構造 (2階建)	特別	85.9	＝	＝	<u>24,570</u>	<u>24,090</u>	<u>23,730</u>
	離島		<u>25,830</u>	<u>25,230</u>	<u>25,230</u>	<u>24,720</u>	<u>24,360</u>
	豪雪		<u>23,220</u>	<u>23,070</u>	<u>23,070</u>	<u>22,620</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>22,410</u>	<u>21,990</u>	＝
	一般		<u>20,160</u>	<u>20,010</u>	<u>20,010</u>	<u>19,620</u>	＝
準耐火構造	特別	100.6	＝	＝	<u>26,490</u>	<u>25,920</u>	<u>25,590</u>

(3階建 ～)	離島		<u>29,430</u>	<u>29,310</u>	<u>29,280</u>	<u>28,680</u>	<u>28,290</u>
	豪雪		<u>26,910</u>	<u>26,790</u>	<u>26,790</u>	<u>26,220</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,040</u>	<u>25,470</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>23,370</u>	<u>23,250</u>	<u>23,250</u>	<u>22,740</u>	<u>＝</u>
中層耐火構造 (3～5階建)	特別	100.6	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>29,190</u>	<u>28,590</u>	<u>28,200</u>
	離島		<u>30,120</u>	<u>30,000</u>	<u>29,970</u>	<u>29,340</u>	<u>28,980</u>
	豪雪		<u>27,540</u>	<u>27,420</u>	<u>27,420</u>	<u>26,820</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,640</u>	<u>26,070</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>23,910</u>	<u>23,790</u>	<u>23,790</u>	<u>23,280</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (6～10階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>29,760</u>	<u>29,190</u>	<u>28,980</u>
	離島		<u>30,600</u>	<u>30,570</u>	<u>30,570</u>	<u>29,970</u>	<u>29,760</u>
	豪雪		<u>27,990</u>	<u>27,930</u>	<u>27,930</u>	<u>27,390</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,150</u>	<u>26,640</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>24,300</u>	<u>24,240</u>	<u>24,240</u>	<u>23,790</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (11～14階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>30,360</u>	<u>29,790</u>	<u>29,610</u>
	離島		<u>31,230</u>	<u>31,200</u>	<u>31,200</u>	<u>30,600</u>	<u>30,390</u>
	豪雪		<u>28,560</u>	<u>28,530</u>	<u>28,500</u>	<u>27,960</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,720</u>	<u>27,210</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>24,780</u>	<u>24,750</u>	<u>24,750</u>	<u>24,270</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (15～19階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>31,890</u>	<u>31,320</u>	<u>31,140</u>
	離島		<u>32,790</u>	<u>32,760</u>	<u>32,730</u>	<u>32,160</u>	<u>31,980</u>
	豪雪		<u>29,970</u>	<u>29,940</u>	<u>29,940</u>	<u>29,400</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>29,100</u>	<u>28,590</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>26,010</u>	<u>25,980</u>	<u>25,980</u>	<u>25,530</u>	<u>＝</u>
超高層耐火	特別	112.2	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>42,750</u>	<u>41,940</u>	<u>35,340</u>

(3階建 ～)	離島		<u>27,330</u>	<u>27,210</u>	<u>27,210</u>	<u>26,610</u>	<u>26,280</u>
	豪雪		<u>24,990</u>	<u>24,870</u>	<u>24,870</u>	<u>24,330</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,180</u>	<u>23,670</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>21,690</u>	<u>21,600</u>	<u>21,570</u>	<u>21,120</u>	<u>＝</u>
中層耐火構造 (3～5階建)	特別	100.6	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,120</u>	<u>26,520</u>	<u>26,190</u>
	離島		<u>27,990</u>	<u>27,840</u>	<u>27,840</u>	<u>27,240</u>	<u>26,910</u>
	豪雪		<u>25,590</u>	<u>25,470</u>	<u>25,440</u>	<u>24,900</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>24,750</u>	<u>24,210</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,200</u>	<u>22,110</u>	<u>22,080</u>	<u>21,630</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (6～10階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,960</u>	<u>27,420</u>	<u>27,210</u>
	離島		<u>28,770</u>	<u>28,710</u>	<u>28,710</u>	<u>28,170</u>	<u>27,960</u>
	豪雪		<u>26,310</u>	<u>26,250</u>	<u>26,250</u>	<u>25,740</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>25,530</u>	<u>25,050</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>22,830</u>	<u>22,800</u>	<u>22,800</u>	<u>22,350</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (11～14階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>28,530</u>	<u>27,990</u>	<u>27,810</u>
	離島		<u>29,340</u>	<u>29,310</u>	<u>29,310</u>	<u>28,770</u>	<u>28,560</u>
	豪雪		<u>26,820</u>	<u>26,790</u>	<u>26,790</u>	<u>26,280</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>26,040</u>	<u>25,560</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>23,280</u>	<u>23,250</u>	<u>23,250</u>	<u>22,830</u>	<u>＝</u>
高層耐火構造 (15～19階建)	特別	107.7	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>29,970</u>	<u>29,430</u>	<u>29,250</u>
	離島		<u>30,810</u>	<u>30,780</u>	<u>30,780</u>	<u>30,210</u>	<u>30,060</u>
	豪雪		<u>28,170</u>	<u>28,140</u>	<u>28,140</u>	<u>27,630</u>	<u>＝</u>
	都市		<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>27,360</u>	<u>26,850</u>	<u>＝</u>
	一般		<u>24,450</u>	<u>24,420</u>	<u>24,420</u>	<u>23,970</u>	<u>＝</u>
超高層耐火	特別	112.2	<u>＝</u>	<u>＝</u>	<u>40,170</u>	<u>39,420</u>	<u>33,210</u>

構造 (20 階建 ～)	離島		<u>45,180</u>	<u>44,190</u>	<u>42,750</u>	<u>41,940</u>	<u>36,270</u>
	豪雪		<u>37,440</u>	<u>36,600</u>	<u>35,400</u>	<u>34,710</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>32,940</u>	<u>32,400</u>	＝
	一般		<u>29,430</u>	<u>29,490</u>	<u>29,430</u>	<u>28,920</u>	＝

- 1 北海道において燃料庫を設ける場合の一戸当たり標準床面積は、この表の 1 戸当たり標準床面積に 1.6 m²を加えて得た数字とする。
- 2 日本住宅性能表示基準別表 1 の 3－1 劣化対策等級 2（木造住宅の場合は等級 1）を適用するものに係る 1 戸当たり主体附帯工事費は、この表の 1 戸当たり主体附帯工事費に（その 5）に掲げる係数を乗じて得た額とする。
- 3 日本住宅性能表示基準別表 1 の 5－1 断熱等性能等級 4 を適用するものに係る 1 戸当たり主体附帯工事費は、この表の 1 戸当たり主体附帯工事費に（その 6）に掲げる係数を乗じて得た額とする。

○その 3 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注 1）この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注 2）地区の区分は、その 4 による。

注 3）地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）の地域の区分とする。

構造	地区	主体附帯工事費基本額 (千円／戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円／m ²)				
		地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8	地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8
木造 及び 準耐 火構 造 (平 屋	特別	＝	＝	<u>7,979</u>	<u>7,330</u>	<u>7,075</u>	＝	＝	<u>181</u>	<u>167</u>	<u>161</u>
	離島	<u>7,995</u>	<u>7,897</u>	<u>7,873</u>	<u>7,233</u>	<u>6,981</u>	<u>182</u>	<u>179</u>	<u>179</u>	<u>164</u>	<u>159</u>
	豪雪	<u>7,926</u>	<u>7,828</u>	<u>7,805</u>	<u>7,170</u>	＝	<u>180</u>	<u>178</u>	<u>177</u>	<u>163</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,919</u>	<u>7,274</u>	＝	＝	＝	<u>180</u>	<u>165</u>	＝
	一般	<u>7,688</u>	<u>7,593</u>	<u>7,571</u>	<u>6,955</u>	＝	<u>175</u>	<u>173</u>	<u>172</u>	<u>158</u>	＝

構造 (20 階建 ～)	離島		<u>42,450</u>	<u>41,550</u>	<u>40,170</u>	<u>39,420</u>	<u>34,110</u>
	豪雪		<u>35,190</u>	<u>34,410</u>	<u>33,270</u>	<u>32,610</u>	＝
	都市		＝	＝	<u>30,960</u>	<u>30,450</u>	＝
	一般		<u>27,660</u>	<u>27,720</u>	<u>27,660</u>	<u>27,180</u>	＝

- 1 北海道において燃料庫を設ける場合の一戸当たり標準床面積は、この表の 1 戸当たり標準床面積に 1.6 m²を加えて得た数字とする。
- 2 日本住宅性能表示基準別表 1 の 3－1 劣化対策等級 2（木造住宅の場合は等級 1）を適用するものに係る 1 戸当たり主体附帯工事費は、この表の 1 戸当たり主体附帯工事費に（その 5）に掲げる係数を乗じて得た額とする。
- 3 日本住宅性能表示基準別表 1 の 5－1 断熱等性能等級 4 を適用するものに係る 1 戸当たり主体附帯工事費は、この表の 1 戸当たり主体附帯工事費に（その 6）に掲げる係数を乗じて得た額とする。

○その 3 サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注 1）この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注 2）地区の区分は、その 4 による。

注 3）地域の区分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）の地域の区分とする。

構造	地区	主体附帯工事費基本額 (千円／戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円／m ²)				
		地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8	地域 1, 2	地域 3	地域 4	地域 5, 6, 7	地域 8
木造 及び 準耐 火構 造 (平 屋	特別	＝	＝	<u>7,777</u>	<u>7,144</u>	<u>6,896</u>	＝	＝	<u>177</u>	<u>162</u>	<u>157</u>
	離島	<u>7,792</u>	<u>7,697</u>	<u>7,674</u>	<u>7,050</u>	<u>6,804</u>	<u>177</u>	<u>175</u>	<u>174</u>	<u>160</u>	<u>155</u>
	豪雪	<u>7,725</u>	<u>7,630</u>	<u>7,607</u>	<u>6,988</u>	＝	<u>176</u>	<u>173</u>	<u>173</u>	<u>159</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,718</u>	<u>7,090</u>	＝	＝	＝	<u>175</u>	<u>161</u>	＝
	一般	<u>7,493</u>	<u>7,401</u>	<u>7,379</u>	<u>6,779</u>	＝	<u>170</u>	<u>168</u>	<u>168</u>	<u>154</u>	＝

建)											
木造 及び 準耐 火構 造 (2 階 建)	特別	＝	＝	<u>7,039</u>	<u>6,755</u>	<u>6,252</u>	＝	＝	<u>160</u>	<u>154</u>	<u>142</u>
	離島	<u>7,692</u>	<u>7,512</u>	<u>7,039</u>	<u>6,755</u>	<u>6,313</u>	<u>175</u>	<u>171</u>	<u>160</u>	<u>154</u>	<u>143</u>
	豪雪	<u>6,705</u>	<u>6,632</u>	<u>6,620</u>	<u>6,296</u>	＝	<u>152</u>	<u>151</u>	<u>150</u>	<u>143</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>6,716</u>	<u>6,387</u>	＝	＝	＝	<u>153</u>	<u>145</u>	＝
	一般	<u>6,504</u>	<u>6,433</u>	<u>6,421</u>	<u>6,107</u>	＝	<u>148</u>	<u>146</u>	<u>146</u>	<u>139</u>	＝
耐火 構造 (平 家 建)	特別	＝	＝	<u>10,112</u>	<u>9,955</u>	<u>9,752</u>	＝	＝	<u>230</u>	<u>226</u>	<u>222</u>
	離島	<u>10,495</u>	<u>10,390</u>	<u>10,384</u>	<u>10,222</u>	<u>10,014</u>	<u>239</u>	<u>236</u>	<u>236</u>	<u>232</u>	<u>228</u>
	豪雪	<u>9,595</u>	<u>9,595</u>	<u>9,595</u>	<u>9,595</u>	＝	<u>218</u>	<u>218</u>	<u>218</u>	<u>218</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>9,230</u>	<u>9,087</u>	＝	＝	＝	<u>210</u>	<u>207</u>	＝
	一般	<u>8,329</u>	<u>8,246</u>	<u>8,241</u>	<u>8,113</u>	＝	<u>189</u>	<u>187</u>	<u>187</u>	<u>184</u>	＝
耐火 構造 (2 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,232</u>	<u>8,072</u>	<u>7,950</u>	＝	＝	<u>187</u>	<u>183</u>	<u>181</u>
	離島	<u>8,655</u>	<u>8,457</u>	<u>8,454</u>	<u>8,289</u>	<u>8,163</u>	<u>197</u>	<u>192</u>	<u>192</u>	<u>188</u>	<u>186</u>
	豪雪	<u>7,782</u>	<u>7,732</u>	<u>7,729</u>	<u>7,578</u>	＝	<u>177</u>	<u>176</u>	<u>176</u>	<u>172</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,514</u>	<u>7,368</u>	＝	＝	＝	<u>171</u>	<u>167</u>	＝
	一般	<u>6,755</u>	<u>6,712</u>	<u>6,709</u>	<u>6,579</u>	＝	<u>154</u>	<u>153</u>	<u>152</u>	<u>150</u>	＝
準耐 火構 造 (3 階建 ～)	特別	＝	＝	<u>8,426</u>	<u>8,247</u>	<u>8,141</u>	＝	＝	<u>192</u>	<u>187</u>	<u>185</u>
	離島	<u>8,696</u>	<u>8,656</u>	<u>8,653</u>	<u>8,469</u>	<u>8,360</u>	<u>198</u>	<u>197</u>	<u>197</u>	<u>192</u>	<u>190</u>
	豪雪	<u>7,951</u>	<u>7,913</u>	<u>7,911</u>	<u>7,743</u>	＝	<u>181</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>176</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,691</u>	<u>7,528</u>	＝	＝	＝	<u>175</u>	<u>171</u>	＝
	一般	<u>6,902</u>	<u>6,870</u>	<u>6,867</u>	<u>6,722</u>	＝	<u>157</u>	<u>156</u>	<u>156</u>	<u>153</u>	＝
中層 耐火 構造	特別	＝	＝	<u>8,625</u>	<u>8,442</u>	<u>8,333</u>	＝	＝	<u>196</u>	<u>192</u>	<u>189</u>
	離島	<u>8,901</u>	<u>8,860</u>	<u>8,857</u>	<u>8,668</u>	<u>8,557</u>	<u>202</u>	<u>201</u>	<u>201</u>	<u>197</u>	<u>194</u>
	豪雪	<u>8,138</u>	<u>8,100</u>	<u>8,097</u>	<u>7,926</u>	＝	<u>185</u>	<u>184</u>	<u>184</u>	<u>180</u>	＝
建)											
木造 及び 準耐 火構 造 (2 階 建)	特別	＝	＝	<u>6,860</u>	<u>6,584</u>	<u>6,093</u>	＝	＝	<u>156</u>	<u>150</u>	<u>138</u>
	離島	<u>7,497</u>	<u>7,321</u>	<u>6,860</u>	<u>6,584</u>	<u>6,153</u>	<u>170</u>	<u>166</u>	<u>156</u>	<u>150</u>	<u>140</u>
	豪雪	<u>6,535</u>	<u>6,464</u>	<u>6,452</u>	<u>6,136</u>	＝	<u>149</u>	<u>147</u>	<u>147</u>	<u>139</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>6,546</u>	<u>6,225</u>	＝	＝	＝	<u>149</u>	<u>141</u>	＝
	一般	<u>6,339</u>	<u>6,270</u>	<u>6,258</u>	<u>5,952</u>	＝	<u>144</u>	<u>142</u>	<u>142</u>	<u>135</u>	＝
耐火 構造 (平 家 建)	特別	＝	＝	<u>9,856</u>	<u>9,703</u>	<u>9,505</u>	＝	＝	<u>224</u>	<u>221</u>	<u>216</u>
	離島	<u>10,229</u>	<u>10,127</u>	<u>10,121</u>	<u>9,963</u>	<u>9,761</u>	<u>232</u>	<u>230</u>	<u>230</u>	<u>226</u>	<u>222</u>
	豪雪	<u>9,352</u>	<u>9,352</u>	<u>9,352</u>	<u>9,352</u>	＝	<u>213</u>	<u>213</u>	<u>213</u>	<u>213</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>8,996</u>	<u>8,856</u>	＝	＝	＝	<u>204</u>	<u>201</u>	＝
	一般	<u>8,118</u>	<u>8,037</u>	<u>8,032</u>	<u>7,908</u>	＝	<u>185</u>	<u>183</u>	<u>183</u>	<u>180</u>	＝
耐火 構造 (2 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,024</u>	<u>7,867</u>	<u>7,748</u>	＝	＝	<u>182</u>	<u>179</u>	<u>176</u>
	離島	<u>8,436</u>	<u>8,243</u>	<u>8,240</u>	<u>8,079</u>	<u>7,956</u>	<u>192</u>	<u>187</u>	<u>187</u>	<u>184</u>	<u>181</u>
	豪雪	<u>7,585</u>	<u>7,536</u>	<u>7,533</u>	<u>7,386</u>	＝	<u>172</u>	<u>171</u>	<u>171</u>	<u>168</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,324</u>	<u>7,181</u>	＝	＝	＝	<u>166</u>	<u>163</u>	＝
	一般	<u>6,584</u>	<u>6,542</u>	<u>6,539</u>	<u>6,412</u>	＝	<u>150</u>	<u>149</u>	<u>149</u>	<u>146</u>	＝
準耐 火構 造 (3 階建 ～)	特別	＝	＝	<u>7,824</u>	<u>7,658</u>	<u>7,559</u>	＝	＝	<u>178</u>	<u>174</u>	<u>172</u>
	離島	<u>8,075</u>	<u>8,037</u>	<u>8,034</u>	<u>7,863</u>	<u>7,762</u>	<u>184</u>	<u>183</u>	<u>183</u>	<u>179</u>	<u>176</u>
	豪雪	<u>7,382</u>	<u>7,348</u>	<u>7,346</u>	<u>7,189</u>	＝	<u>168</u>	<u>167</u>	<u>167</u>	<u>163</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,142</u>	<u>6,990</u>	＝	＝	＝	<u>162</u>	<u>159</u>	＝
	一般	<u>6,408</u>	<u>6,378</u>	<u>6,376</u>	<u>6,241</u>	＝	<u>146</u>	<u>145</u>	<u>145</u>	<u>142</u>	＝
中層 耐火 構造	特別	＝	＝	<u>8,008</u>	<u>7,838</u>	<u>7,737</u>	＝	＝	<u>182</u>	<u>178</u>	<u>176</u>
	離島	<u>8,265</u>	<u>8,226</u>	<u>8,223</u>	<u>8,049</u>	<u>7,945</u>	<u>188</u>	<u>187</u>	<u>187</u>	<u>183</u>	<u>181</u>
	豪雪	<u>7,556</u>	<u>7,521</u>	<u>7,519</u>	<u>7,359</u>	＝	<u>172</u>	<u>171</u>	<u>171</u>	<u>167</u>	＝

(3 ～5 階 建)	都市	＝	＝	<u>7,873</u>	<u>7,705</u>	＝	＝	＝	<u>179</u>	<u>175</u>	＝
	一般	<u>7,064</u>	<u>7,032</u>	<u>7,029</u>	<u>6,880</u>	＝	<u>161</u>	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>156</u>	＝
高層 耐火 構造 (6 ～10 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,373</u>	<u>8,212</u>	<u>8,151</u>	＝	＝	<u>190</u>	<u>187</u>	<u>185</u>
	離島	<u>8,614</u>	<u>8,599</u>	<u>8,598</u>	<u>8,433</u>	<u>8,370</u>	<u>196</u>	<u>195</u>	<u>195</u>	<u>192</u>	<u>190</u>
	豪雪	<u>7,875</u>	<u>7,861</u>	<u>7,861</u>	<u>7,710</u>	＝	<u>179</u>	<u>179</u>	<u>179</u>	<u>175</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,643</u>	<u>7,496</u>	＝	＝	＝	<u>174</u>	<u>170</u>	＝
	一般	<u>6,836</u>	<u>6,824</u>	<u>6,824</u>	<u>6,693</u>	＝	<u>155</u>	<u>155</u>	<u>155</u>	<u>152</u>	＝
高層 耐火 構造 (11 ～14 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,545</u>	<u>8,384</u>	<u>8,331</u>	＝	＝	<u>194</u>	<u>191</u>	<u>189</u>
	離島	<u>8,787</u>	<u>8,777</u>	<u>8,775</u>	<u>8,610</u>	<u>8,555</u>	<u>200</u>	<u>199</u>	<u>199</u>	<u>196</u>	<u>194</u>
	豪雪	<u>8,034</u>	<u>8,024</u>	<u>8,023</u>	<u>7,872</u>	＝	<u>183</u>	<u>182</u>	<u>182</u>	<u>179</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,800</u>	<u>7,653</u>	＝	＝	＝	<u>177</u>	<u>174</u>	＝
	一般	<u>6,974</u>	<u>6,966</u>	<u>6,965</u>	<u>6,833</u>	＝	<u>158</u>	<u>158</u>	<u>158</u>	<u>155</u>	＝
高層 耐火 構造 (15 ～19 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,972</u>	<u>8,811</u>	<u>8,761</u>	＝	＝	<u>204</u>	<u>200</u>	<u>199</u>
	離島	<u>9,222</u>	<u>9,214</u>	<u>9,213</u>	<u>9,048</u>	<u>8,996</u>	<u>210</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>206</u>	<u>204</u>
	豪雪	<u>8,431</u>	<u>8,424</u>	<u>8,424</u>	<u>8,272</u>	＝	<u>192</u>	<u>191</u>	<u>191</u>	<u>188</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>8,190</u>	<u>8,043</u>	＝	＝	＝	<u>186</u>	<u>183</u>	＝
	一般	<u>7,319</u>	<u>7,313</u>	<u>7,312</u>	<u>7,181</u>	＝	<u>166</u>	<u>166</u>	<u>166</u>	<u>163</u>	＝
超高 層耐 火構 造 (20 階建 ～)	特別	＝	＝	<u>11,697</u>	<u>11,476</u>	<u>9,666</u>	＝	＝	<u>266</u>	<u>261</u>	<u>220</u>
	離島	<u>12,358</u>	<u>12,092</u>	<u>11,697</u>	<u>11,476</u>	<u>9,926</u>	<u>281</u>	<u>275</u>	<u>266</u>	<u>261</u>	<u>226</u>
	豪雪	<u>10,244</u>	<u>10,015</u>	<u>9,682</u>	<u>9,495</u>	＝	<u>233</u>	<u>228</u>	<u>220</u>	<u>216</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>9,016</u>	<u>8,866</u>	＝	＝	＝	<u>205</u>	<u>202</u>	＝
	一般	<u>8,055</u>	<u>8,068</u>	<u>8,050</u>	<u>7,917</u>	＝	<u>183</u>	<u>183</u>	<u>183</u>	<u>180</u>	＝

(3 ～5 階 建)	都市	＝	＝	<u>7,310</u>	<u>7,155</u>	＝	＝	＝	<u>166</u>	<u>163</u>	＝
	一般	<u>6,559</u>	<u>6,529</u>	<u>6,527</u>	<u>6,388</u>	＝	<u>149</u>	<u>148</u>	<u>148</u>	<u>145</u>	＝
高層 耐火 構造 (6 ～10 階 建)	特別	＝	＝	<u>7,869</u>	<u>7,718</u>	<u>7,660</u>	＝	＝	<u>179</u>	<u>175</u>	<u>174</u>
	離島	<u>8,095</u>	<u>8,081</u>	<u>8,081</u>	<u>7,926</u>	<u>7,866</u>	<u>184</u>	<u>184</u>	<u>184</u>	<u>180</u>	<u>179</u>
	豪雪	<u>7,401</u>	<u>7,389</u>	<u>7,388</u>	<u>7,247</u>	＝	<u>168</u>	<u>168</u>	<u>168</u>	<u>165</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,183</u>	<u>7,045</u>	＝	＝	＝	<u>163</u>	<u>160</u>	＝
	一般	<u>6,425</u>	<u>6,414</u>	<u>6,414</u>	<u>6,291</u>	＝	<u>146</u>	<u>146</u>	<u>146</u>	<u>143</u>	＝
高層 耐火 構造 (11 ～14 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,031</u>	<u>7,880</u>	<u>7,830</u>	＝	＝	<u>183</u>	<u>179</u>	<u>178</u>
	離島	<u>8,258</u>	<u>8,249</u>	<u>8,247</u>	<u>8,092</u>	<u>8,040</u>	<u>188</u>	<u>187</u>	<u>187</u>	<u>184</u>	<u>183</u>
	豪雪	<u>7,550</u>	<u>7,541</u>	<u>7,541</u>	<u>7,398</u>	＝	<u>172</u>	<u>171</u>	<u>171</u>	<u>168</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,331</u>	<u>7,193</u>	＝	＝	＝	<u>167</u>	<u>163</u>	＝
	一般	<u>6,554</u>	<u>6,547</u>	<u>6,546</u>	<u>6,422</u>	＝	<u>149</u>	<u>149</u>	<u>149</u>	<u>146</u>	＝
高層 耐火 構造 (15 ～19 階 建)	特別	＝	＝	<u>8,432</u>	<u>8,281</u>	<u>8,234</u>	＝	＝	<u>192</u>	<u>188</u>	<u>187</u>
	離島	<u>8,667</u>	<u>8,660</u>	<u>8,659</u>	<u>8,504</u>	<u>8,455</u>	<u>197</u>	<u>197</u>	<u>197</u>	<u>193</u>	<u>192</u>
	豪雪	<u>7,924</u>	<u>7,917</u>	<u>7,917</u>	<u>7,775</u>	＝	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>177</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>7,697</u>	<u>7,559</u>	＝	＝	＝	<u>175</u>	<u>172</u>	＝
	一般	<u>6,879</u>	<u>6,873</u>	<u>6,872</u>	<u>6,749</u>	＝	<u>156</u>	<u>156</u>	<u>156</u>	<u>153</u>	＝
超高 層耐 火構 造 (20 階建 ～)	特別	＝	＝	<u>10,993</u>	<u>10,786</u>	<u>9,085</u>	＝	＝	<u>250</u>	<u>245</u>	<u>206</u>
	離島	<u>11,615</u>	<u>11,365</u>	<u>10,993</u>	<u>10,786</u>	<u>9,329</u>	<u>264</u>	<u>258</u>	<u>250</u>	<u>245</u>	<u>212</u>
	豪雪	<u>9,628</u>	<u>9,413</u>	<u>9,100</u>	<u>8,924</u>	＝	<u>219</u>	<u>214</u>	<u>207</u>	<u>203</u>	＝
	都市	＝	＝	<u>8,473</u>	<u>8,333</u>	＝	＝	＝	<u>193</u>	<u>189</u>	＝
	一般	<u>7,571</u>	<u>7,582</u>	<u>7,566</u>	<u>7,441</u>	＝	<u>172</u>	<u>172</u>	<u>172</u>	<u>169</u>	＝

○その４～その６ （略）

別表第２ 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり <u>4,912,000円</u>	
(2) 特別規模増工事費	障害者世帯向住宅、高齢者同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり <u>5,611,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり <u>42,527,000円</u>	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり <u>1,851,000円</u>	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②高齢者対策のための住宅又は障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり <u>2,160,000円</u> 1戸当たり <u>311,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅

○その４～その６ （略）

別表第２ 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり <u>4,561,000円</u>	
(2) 特別規模増工事費	障害者世帯向住宅、高齢者同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり <u>5,210,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり <u>39,487,000円</u>	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり <u>1,718,000円</u>	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②高齢者対策のための住宅又は障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり <u>2,005,000円</u> 1戸当たり <u>288,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅

<u>(6) 子育て世帯等向け特別設備等工事費</u>	子育て世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除き、手すりの設置を行う場合にあつては転落防止のための特別の設計その他特別の設計を行う場合に限る。）	1 戸当たり <u>4,308,000円</u>		<u>(新設)</u>			
<u>(7) 高齢者等向け特別設備等工事費</u>	高齢者世帯、高齢者同居世帯又は障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除き、 <u>手すりの設置を行う場合にあつては転落防止のため特別の設計その他特別の設計を行う場合に限る。</u> ）	1 戸当たり <u>4,250,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅	<u>(6) 高齢者等向け特別設備等工事費</u>	高齢者世帯、高齢者同居世帯又は障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（ <u>手すりの設置</u> 、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1 戸当たり <u>3,946,000円</u>	サービス付き高齢者向け住宅
<u>(8) 雪害防除工事費</u>	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1 戸当たり <u>2,947,000円</u>		<u>(7) 雪害防除工事費</u>	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1 戸当たり <u>2,736,000円</u>	
<u>(9) 特殊屋外附帯工</u>	特殊屋外附帯工事を行う場合（宅配ボックスの設置工事を	1 戸当たり <u>2,253,000円</u>	都市再生住宅	<u>(8) 特殊屋外附帯工</u>	特殊屋外附帯工事を行う場合（宅配ボックスの設置工事を	1 戸当たり <u>2,092,000円</u>	都市再生住宅

事費	含む。)	ただし、本 区分の加算を 受けて合併処 理浄化槽を設 ける場合にあ っては、 <u>3,575,000円</u>		事費	含む。)	ただし、本 区分の加算を 受けて合併処 理浄化槽を設 ける場合にあ っては、 <u>3,319,000円</u>	
(10) 店舗等 併設工事 費	公共建築物、店舗等が併設す る場合	1戸当たり <u>2,345,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅及び更 新住宅	(9) 店舗等 併設工事 費	公共建築物、店舗等が併設す る場合	1戸当たり <u>2,177,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅及び更 新住宅
(11) ピロテ ィ等設置 工事費	ピロティ等を設ける場合	1戸当たり <u>2,160,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅	(10) ピロテ ィ等設置 工事費	ピロティ、 <u>屋上遊園</u> 等を設け る場合	1戸当たり <u>2,005,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅
(12) 試作住 宅設置工 事費	試作住宅の工事を行う場合 (新建材、新工法等による住 宅の工事を含む。)	1戸当たり <u>2,345,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅	(11) 試作住 宅設置工 事費	試作住宅の工事を行う場合 (新建材、新工法等による住 宅の工事を含む。)	1戸当たり <u>2,177,000円</u>	改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅
(13) 作業所 設置工事 費	農山漁村向住宅に作業所を設 ける場合	構造に応じて 次の表に掲げ る1㎡当たり 工事費に作業 所の床面積 (1戸当たり 12㎡を限度と	特定優良賃 貸住宅、特 定公共賃貸 住宅、準特 定優良賃貸 住宅、高齢 者向け優良	(12) 作業所 設置工事 費	農山漁村向住宅に作業所を設 ける場合	構造に応じて 次の表に掲げ る1㎡当たり 工事費に作業 所の床面積 (1戸当たり 12㎡を限度と	特定優良賃 貸住宅、特 定公共賃貸 住宅、準特 定優良賃貸 住宅、高齢 者向け優良

		する) を乗じ た額 <table><tr><td>構 造 別</td><td>1 m²当たり工 事費</td></tr><tr><td>木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建</td><td><u>217,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建</td><td><u>232,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>低層耐火構造</td><td><u>236,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>中層準耐火構 造</td><td><u>236,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>中層耐火構造</td><td><u>236,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>高層耐火構造</td><td><u>271,000円／</u> <u>m²</u></td></tr></table>	構 造 別	1 m ² 当たり工 事費	木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建	<u>217,000円／</u> <u>m²</u>	木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建	<u>232,000円／</u> <u>m²</u>	低層耐火構造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>	中層準耐火構 造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>	中層耐火構造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>	高層耐火構造	<u>271,000円／</u> <u>m²</u>	賃貸住宅、 改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅
構 造 別	1 m ² 当たり工 事費																
木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建	<u>217,000円／</u> <u>m²</u>																
木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建	<u>232,000円／</u> <u>m²</u>																
低層耐火構造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>																
中層準耐火構 造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>																
中層耐火構造	<u>236,000円／</u> <u>m²</u>																
高層耐火構造	<u>271,000円／</u> <u>m²</u>																
		する) を乗じ た額 <table><tr><td>構 造 別</td><td>1 m²当たり工 事費</td></tr><tr><td>木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建</td><td><u>202,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建</td><td><u>215,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>低層耐火構造</td><td><u>220,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>中層準耐火構 造</td><td><u>220,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>中層耐火構造</td><td><u>220,000円／</u> <u>m²</u></td></tr><tr><td>高層耐火構造</td><td><u>252,000円／</u> <u>m²</u></td></tr></table>	構 造 別	1 m ² 当たり工 事費	木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建	<u>202,000円／</u> <u>m²</u>	木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建	<u>215,000円／</u> <u>m²</u>	低層耐火構造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>	中層準耐火構 造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>	中層耐火構造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>	高層耐火構造	<u>252,000円／</u> <u>m²</u>	賃貸住宅、 改良住宅、 小規模改良 住宅、更新 住宅及び都 市再生住宅
構 造 別	1 m ² 当たり工 事費																
木造平屋建及 び 準耐火構造平 屋建	<u>202,000円／</u> <u>m²</u>																
木造 2 階建及 び 準耐火構造 2 階建	<u>215,000円／</u> <u>m²</u>																
低層耐火構造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>																
中層準耐火構 造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>																
中層耐火構造	<u>220,000円／</u> <u>m²</u>																
高層耐火構造	<u>252,000円／</u> <u>m²</u>																
<u>(14)</u> 耐久性 向上工事 費	木造住宅の耐久性向上に係る 次の基準に適合する工事を行 う場合又はこれと同等以上の 耐久性を有すると認められる 工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分で ある壁、柱及び横架材の全	1 戸当たり <u>2,947,000円</u> ただし、住宅 の構造別ごと の 1 戸当たり 平均床面積 が、別表第 1	都市再生住 宅														
<u>(13)</u> 耐久性 向上工事 費	木造住宅の耐久性向上に係る 次の基準に適合する工事を行 う場合又はこれと同等以上の 耐久性を有すると認められる 工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分で ある壁、柱及び横架材の全	1 戸当たり <u>2,736,000円</u> ただし、住宅 の構造別ごと の 1 戸当たり 平均床面積 が、別表第 1	都市再生住 宅														

	部又は一部を木造とする住宅にあつては、すみ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあつては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。 ② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。 ③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。 ④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。 ⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則とし	に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、<u>2,947,000円</u> に、その1戸当たり平均床面積に44m²を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m²を加えたもので除した数値を乗じて得た額			部又は一部を木造とする住宅にあつては、すみ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあつては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。 ② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。 ③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。 ④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。 ⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則とし	に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、<u>2,736,000円</u> に、その1戸当たり平均床面積に44m²を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m²を加えたもので除した数値を乗じて得た額	
--	---	---	--	--	---	---	--

	て300分の1以上とすること。 ⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。				て300分の1以上とすること。 ⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。		
(15) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり <u>4,250,000円</u>	都市再生住宅	(14) スライド条項等適用工事費	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合	1戸当たり <u>3,946,000円</u>	都市再生住宅
(16) 再生可能エネルギー設備工事費	再生可能エネルギーに係る設備を設置する場合 ① 太陽光発電設備を設置する場合 ② 蓄電池設備を設置する場合 ③ 太陽熱温水器を設置する	1kW当たり <u>822,200円</u> に、 1棟当たり <u>22,608,000円</u> を加算した額 1kWh当たり <u>405,900円</u> 有効集熱面積		(15) 再生可能エネルギー設備工事費	再生可能エネルギーに係る設備を設置する場合 ① 太陽光発電設備を設置する場合 ② 蓄電池設備を設置する場合 ③ 太陽熱温水器を設置する	1kW当たり <u>763,400円</u> に、 1棟当たり <u>20,992,000円</u> を加算した額 1kWh当たり <u>376,900円</u> 有効集熱面積	

	場合	1 m ² 当たり <u>377,000円</u>			場合	1 m ² 当たり <u>350,000円</u>	
<u>(17)</u> 交流スペース設置工事費	交流スペースを設置する場合	1 戸当たり <u>2,512,000円</u>		<u>(16)</u> 交流スペース設置工事費	交流スペースを設置する場合	1 戸当たり <u>2,332,000円</u>	
<u>(18)</u> 離島対応工事費	離島（新営予算単価（ <u>令和 6 年 5 月 16 日 国営計第 26 号</u> ）第 1 の 2 において離島工事費指数が定められている離島に限る。）において工事を行う場合	1 戸当たり 当該工事に係る住宅を地域の区分が 6 地域である特別地区において建設する場合の別表第 1 に掲げる 1 戸当たりの主体附帯工事費（当該工事において、第 2 の 2（4）の規定により主体附帯工事費を増額する場合にあっては、この表の該当する対象工事費（（1）から <u>(17)</u> までに掲げるものに限る。）の加算額の合計を加えた額。以下この表において「主		<u>(17)</u> 離島対応工事費	離島（新営予算単価（ <u>令和 5 年 5 月 22 日 国営計第 47 号</u> ）第 1 の 2 において離島工事費指数が定められている離島に限る。）において工事を行う場合	1 戸当たり 当該工事に係る住宅を地域の区分が 6 地域である特別地区において建設する場合の別表第 1 に掲げる 1 戸当たりの主体附帯工事費（当該工事において、第 2 の 2（4）の規定により主体附帯工事費を増額する場合にあっては、この表の該当する対象工事費（（1）から <u>(16)</u> までに掲げるものに限る。）の加算額の合計を加えた額。以下この表において「主	

		体附帯工事費」という。)に当該工事を行う地域に応じて、新営予算単価第1の2に定められる離島工事費指数を乗じて得た額から、当該工事の別表第1に掲げる1戸当たりの主体附帯工事費を減じた額。ただし、当該算出額が負数となる場合は、0円とする。	
(19) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 4,250,000円	

別表第3～別表第4 (略)

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額
(1) 道路整備費	整備に要する額
(2) 下排水工事費	
(3) 児童遊園整備費	

		体附帯工事費」という。)に当該工事を行う地域に応じて、新営予算単価第1の2に定められる離島工事費指数を乗じて得た額から、当該工事の別表第1に掲げる1戸当たりの主体附帯工事費を減じた額。ただし、当該算出額が負数となる場合は、0円とする。	
(18) その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 3,946,000円	

別表第3～別表第4 (略)

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費用の種類	限度額
(1) 道路整備費	整備に要する額
(2) 下排水工事費	
(3) 児童遊園整備費	

(4) 緑地整備費		(4) 緑地整備費																													
(5) 地区施設等用地取得造成費		(5) 地区施設等用地取得造成費																													
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める 1 m ² 当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。	(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める 1 m ² 当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。																												
(7) 管理事務所設置工事費	<table><tr><th>構 造 別</th><th>1 m²当たり工事費</th></tr><tr><td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>217,000円／m²</td></tr><tr><td>木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建</td><td>232,000円／m²</td></tr><tr><td>低層耐火構造</td><td>236,000円／m²</td></tr><tr><td>中層準耐火構造</td><td>236,000円／m²</td></tr><tr><td>中層耐火構造</td><td>236,000円／m²</td></tr><tr><td>高層耐火構造</td><td>271,000円／m²</td></tr></table>	構 造 別	1 m ² 当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	217,000円／m ²	木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	232,000円／m ²	低層耐火構造	236,000円／m ²	中層準耐火構造	236,000円／m ²	中層耐火構造	236,000円／m ²	高層耐火構造	271,000円／m ²	(7) 管理事務所設置工事費	<table><tr><th>構 造 別</th><th>1 m²当たり工事費</th></tr><tr><td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>202,000円／m²</td></tr><tr><td>木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建</td><td>215,000円／m²</td></tr><tr><td>低層耐火構造</td><td>220,000円／m²</td></tr><tr><td>中層準耐火構造</td><td>220,000円／m²</td></tr><tr><td>中層耐火構造</td><td>220,000円／m²</td></tr><tr><td>高層耐火構造</td><td>252,000円／m²</td></tr></table>	構 造 別	1 m ² 当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	202,000円／m ²	木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	215,000円／m ²	低層耐火構造	220,000円／m ²	中層準耐火構造	220,000円／m ²	中層耐火構造	220,000円／m ²	高層耐火構造	252,000円／m ²
構 造 別	1 m ² 当たり工事費																														
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	217,000円／m ²																														
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	232,000円／m ²																														
低層耐火構造	236,000円／m ²																														
中層準耐火構造	236,000円／m ²																														
中層耐火構造	236,000円／m ²																														
高層耐火構造	271,000円／m ²																														
構 造 別	1 m ² 当たり工事費																														
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	202,000円／m ²																														
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	215,000円／m ²																														
低層耐火構造	220,000円／m ²																														
中層準耐火構造	220,000円／m ²																														
中層耐火構造	220,000円／m ²																														
高層耐火構造	252,000円／m ²																														
(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、42,364,000円／件を限度とする。	(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、39,335,000円／件を限度とする。																												
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、42,364,000円／件を限度とする。	(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、39,335,000円／件を限度とする。																												
(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、42,364,000円／件を限度とする。	(10) 高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、39,335,000円／件を限度とする。																												

(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、 <u>660,000円／件</u> を限度とする。
(12) 施設併存構造費及びピロティ建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 <u>114,000円／㎡</u> 、 高層耐火構造 <u>127,000円／㎡</u> を限度とする。
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、 <u>255,000円／㎡</u> を限度とする。
(14) 再生可能エネルギー設備工事費	整備に要する額 ただし、設置する設備に応じて次に定める額を限度とする。 ①太陽光発電設備を設置する場合 <u>822,200円／kW</u> に、1棟当たり <u>22,608,000円</u> を加算した額 ②蓄電池設備を設置する場合 <u>405,900円／kWh</u> ③太陽熱温水器を設置する場合 有効集熱面積1㎡当たり <u>377,000円</u>
(15) 交流スペース設置工事費	整備に要する額 ただし、 <u>42,364,000円／件</u> を限度とする。
(16) 防災関連施設整備費	整備に要する額
(17) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額
(18) 測量・調査・設計費	測量等に要する額
(19) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(20) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額

(11) 物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、 <u>613,000円／件</u> を限度とする。
(12) 施設併存構造費及びピロティ建設工事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 <u>106,000円／㎡</u> 、 高層耐火構造 <u>118,000円／㎡</u> を限度とする。
(13) 立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、 <u>237,000円／㎡</u> を限度とする。
(14) 再生可能エネルギー設備工事費	整備に要する額 ただし、設置する設備に応じて次に定める額を限度とする。 ①太陽光発電設備を設置する場合 <u>763,400円／kW</u> に、1棟当たり <u>20,992,000円</u> を加算した額 ②蓄電池設備を設置する場合 <u>376,900円／kWh</u> ③太陽熱温水器を設置する場合 有効集熱面積1㎡当たり <u>350,000円</u>
(15) 交流スペース設置工事費	整備に要する額 ただし、 <u>39,335,000円／件</u> を限度とする。
(16) 防災関連施設整備費	整備に要する額
(17) 水害危険集落地区内における宅地の整備に要する費用	整備に要する額
(18) 測量・調査・設計費	測量等に要する額
(19) 工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(20) その他国土交通大臣が必要と認める費用	必要と認める額

附 則 第 1 条 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。 第 2 条 (略) 第 3 条 (略) 2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第 2 中、<u>(19)</u> その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1 戸当たり <u>4,250,000 円</u>」とあるのは、「① 1 戸当たり <u>4,250,000 円</u> ② 1 戸当たり <u>4,250,000 円</u> (地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額)」とする。 第 4 条 (略) <u>(削除)</u> 第 5 条 本通知において対象とする事業のうち、令和 6 年能登半島地震の被災地（令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域をいう。）において実施する事業であって、低層住宅（地上階数 2 以下の住宅をいう。）に係るものに関しては、第 2 の 2 (4) の規定にかかわらず、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。 イ 1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に <u>0.043</u> を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額	附 則 第 1 条 この要綱は、令和 <u>6</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。 第 2 条 (略) 第 3 条 (略) 2 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第 2 中、<u>(18)</u> その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1 戸当たり <u>3,946,000 円</u>」とあるのは、「① 1 戸当たり <u>3,946,000 円</u> ② 1 戸当たり <u>3,946,000 円</u> (地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額)」とする。 第 4 条 (略) 附 則 <u>第 1 条</u> この要綱は、令和 6 年 12 月 17 日から施行する。 第 2 条 本通知において対象とする事業のうち、令和 6 年能登半島地震の被災地（令和 6 年能登半島地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域をいう。）において実施する事業であって、低層住宅（地上階数 2 以下の住宅をいう。）に係るものに関しては、第 2 の 2 (4) の規定にかかわらず、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。 イ 1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に <u>0.070</u> を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額
---	--

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額に <u>1.043 を乗じた額</u> 以内で国土交通大臣の決定した額	ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額に <u>1.070 を乗じた額</u> 以内で国土交通大臣の決定した額
---	---